

附属機関等の概要

別記様式2

(令和4年7月1日現在)

担当部課名	環境生活部環境保全局環境政策課	内線	24-207
-------	-----------------	----	--------

附属機関等の名称	北海道特定開発行為審査会																										
「附属機関」、「懇談会」の別	附属機関																										
設置年月日	昭和49年4月1日																										
設置根拠	北海道自然環境等保全条例第52条																										
設置目的	<p><目的></p> <p>国土の無秩序な開発を防止し環境の適正な保全や災害の未然防止を図るため、スキー場、キャンプ場、乗馬場などの建設等を知事の許可が必要な特定の開発行為として規制しており、許可にあたり災害の防止や環境の保全等に関する各専門分野の学識経験者の意見を聴くことを目的としている。</p> <p><所掌事項、議題等></p> <p>審査会の業務：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知事の諮問に応じ、条例第5章の規定に基づく特定の開発行為の内容が、許可又は不許可の処分をすることが相当か否かについて審査する。 ・諮問のあった事案について、必要と認められた場合は、現地調査を実施する。 ・審査の結果を文書をもって知事に答申する。なお、この場合において、必要な条件を附することができること。 																										
委員構成	<p>1 委員(構成員)数</p> <table border="0"> <tr> <td>7名</td> <td>【定数：</td> <td>7名】</td> </tr> <tr> <td>(うち女性委員)</td> <td>2名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(うち公募委員)</td> <td>名</td> <td>【公募枠：</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>0名】</td> </tr> </table> <p>現在委員を委嘱していない場合はその理由（ ）</p> <p>2 部会等の設置状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>委員数(うち女性委員)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			7名	【定数：	7名】	(うち女性委員)	2名		(うち公募委員)	名	【公募枠：			0名】	名称	委員数(うち女性委員)	なし									
7名	【定数：	7名】																									
(うち女性委員)	2名																										
(うち公募委員)	名	【公募枠：																									
		0名】																									
名称	委員数(うち女性委員)																										
なし																											
会議の公開状況	<p>原則公開</p> <p>公開できない理由(非公開・一部非公開の場合)</p> <p>〔 会議を公開することが適当でない認められる場合は、審査会の決定により会議を非公開とすることができる。(北海道特定開発行為審査会運営要綱の第3) 〕</p>																										